

4 月度 生産組合長会議 案件

となみ野地域水田農業推進協議会

1. 平成 31 年度作付け計画の変更について 【 P. 2 】

本年 2 月に提出された水稻共済細目書に基づいて以降の書類を整備しています。

作付け計画が変更になった場合は助成金や交付金などに影響が出ますので、変更の事実が確認出来たら速やかに、別紙を営農指導員まで提出してください。

配布物 平成 31 年度水稻共済細目書（生産者）

2. 平成 31 年度経営所得安定対策等交付金交付申請書の提出について 【 P. 3～P. 6 】

封筒内の記載例などの書類を一読のうえ、所定の箇所に記入・捺印し提出してください。

記入漏れがあると交付金が受け取れなくなりますので、ご注意ください。

(封筒の配布先)

認定農業者・営農組織以外の農業者で、交付金対象者

(封筒の内容)

- ①経営所得安定対策等交付金交付申請書
- ②記入例
- ③交付申請書の記載例
- ④個人情報の取扱い / 環境と調和のとれた農業生産の実施に係る確認事項
- ⑤交付申請の内容(詳細) / 経営所得安定対策等交付金交付金の交付申請に関する誓約事項

提出期限 5 月 20 日 (月) までに

その他 交付申請書は、配布した封筒に入れて回収・提出願います。

3. 平成 31 年度経営所得安定対策水田活用の直接支払交付金(産地交付金)について

現在検討中です。決定後、ご案内致します。

4. 平成 31 年度生産調整計画図面の提出について 【 P. 7 】

提出期限 5 月 20 日 (月) までに

- 提出物 ① 生産調整圃場の地図 (該当農家か記入)
② 集落全体地図 (生産組合長が記入)

5. 平成 31 年度生産調整等実施水田の現地確認について 【 P. 8～P. 11 】

確認期日 6 月 13 日 (木)、6 月 14 日 (金)

班編制、集合場所は別紙を参照ください。

また、現地確認を円滑に行うためにも「生産調整確認要領」をご一読願います。

となみ野地域水田農業推進協議会（FAX：22 - 4728）行

発信日付： 年 月 日

〔 富山県農業共済組合 砺波地域農業共済センター
となみ野農業協同組合 井波中央支店・福野支店 営農購買課 〕

平成31年 作付内容変更報告 兼 問い合わせ用紙

【 作付内容変更 】

細目書 農業者名	地名地番	変更内容 ○をつける	当初内容	変更後内容	備考
《記入例》 水田協 太郎	P 耕地番号 南砺 137-1	面積 作物 異動 耕作者	てんたかく 25.2a	コシヒカリ 23.2a 自家菜園 2.0a	
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			

【 問い合わせ 】

発信者	氏名	面積確認欄			水田協チェック欄				
	連絡先	合計	水稲 面積計	転作等 面積計	細目書転記	データ入力	2号様式	農業共済	営農指導員
	TEL 又 FAX 番号								

内容が解るものであれば、この様式にはこだわりません。また、E-mailの場合は inatofu@p1.coralnet.or.jp のアドレスに送信してください。

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注1)	農業災害補償制度（収入保険を含む。）、荒廃農地等利活用促進交付金、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地问题解决加速化支援事業、農地集積・集約化対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、国産飼料増産対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、飼料生産型酪農経営支援事業、農業者年金事業 等
機関等 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、担い手育成総合支援協議会、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る確認事項

- 1 土づくりの励行
土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術です。また、土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要です。このため、堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。
- 2 適切で効果的・効率的な施肥
施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。
- 3 効果的・効率的で適正な防除
病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。
- 4 廃棄物の適正な処理・利用
循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。
- 5 エネルギーの節減
温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。
- 6 新たな知見・情報の収集
環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。
- 7 生産に係る情報の保存
生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等に係る記録を保存しました。

交付申請の内容(詳細)

(1) 水田活用の直接支払交付金

水田活用の直接支払交付金の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第2の7の規定に基づき、地域農業再生協議会が営農計画書を基に確認した水田における主食用米以外の作付面積により算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(2) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

① 面積払

面積払の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第1の1の(2)の③のオの(イ)の規定に基づき、交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

② 数量払

数量払の交付を受ける際には、実施要綱のⅣの第1の1の(2)の②のアの(ウ)の規定に基づき、対象畑作物の品質区分別生産量が確定した時点で、別途、数量払交付申請書を提出します。

(注) 数量払による交付金の交付を受けるためには、別途、品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」(様式第9-1号)に、確認書類(出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査結果通知書の写しなど)を添付して、地方農政局等に提出を行うことが必要になります。

(3) 収入減少影響緩和対策(ナラシ)

収入減少影響緩和対策(ナラシ)の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第1の1の(3)の②のアの規定に基づき、7月31日までに、地方農政局等から通知される当年積立額を積立金管理者が指定する口座に納付します。

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等交付金に関する報告や立入調査について、地方農政局等から求められた場合には、それに応じます。
また、営農計画書に記載した交付対象作物について、地方農政局等の職員が、出荷段階においてサンプル採取を行う場合には、無通告であってもこれを認めます。
- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。
- 3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
 - (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) 正当な理由なく、営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合
 - (3) 営農計画書に記載した交付対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
 - (4) 必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合
 - (5) 地方農政局等による立入調査に応じない場合

平成31年度 生産調整計画図面

生産組合名			農家氏名		
①	地名地番		②	地名地番	
	水田面積	a		水田面積	a
<p>※圃場を分割して作付する場合は、作物毎に寸法を記入してください。野菜は、出荷か自家用かを明記してください。</p>					
<p>※ 面積を計算し、小数点第1位までa単位で記入してください。 ※ 分筆した圃場は、細目書の面積と一致するか確認してください。</p>					
③	地名地番		④	地名地番	
	水田面積	a		水田面積	a

福野地区 生産組合長 各位

となみ野地域水田農業推進協議会
会 長 佐野 日出勇 (公印省略)

平成31年度生産調整等実施水田の現地確認について

日頃は、経営所得安定対策の推進につきまして多大のご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

つきましては、下記のとおり平成31年度生産調整等実施水田の現地確認調査を実施いたしますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 確認日時 令和元年 6月13日(木)、14日(金) 午前9時～
(一部の地区は、午後1時00分～)
2. 集合場所 野尻古村公民館・・・・・・・・・・野尻・高儀地区の方
JAとなみ野農産物処理加工施設・・南野尻、高瀬地区の方
玉成会館・・・・・・・・・・広塚地区の方
西部公民館・・・・・・・・・・東石黒地区の方
安居地区公民館・・・・・・・・・・安居地区の方
3. 持参するもの (1) 認印
(2) 雨具(雨天の場合)
(3) 長靴(圃場に入る場合がある)
4. その他 (1) 平成31年度生産調整確認要領を一読ください。
(2) 確認圃場への案内と面積測量にご協力ください。
(3) 当日、都合の悪い方は必ず代理の方の出席をお願いします。
(4) 確認野帳の確認者欄には、確認した班員全員の印を押印してください。
(5) 手当は、日当2,500円、車借用料2,000円です。後日指定口座に振込します。尚、振込口座は営農購買課に届け出された口座とします。

以上

となみ野地域水田農業推進協議会
事務担当 川森、佐々木、河合
TEL 22-4720

平成31年度 となみ野地域水田農業推進協議会 福野地区 生産調整現地確認人員配置計画

現地確認実施日：6月 13日（木）、 14日（金） 午前9時より（一部の組織・地区は、午後1時より）

6月13日（木）

地区名	集合場所	班	現地確認の担当地区	生産組合長他	担当者	配置車両	確認にかかった時間
野尻・高儀	野尻古村公民館	1	野尻古村、ファーム野尻古村	1名、ファーム1名	(市)	行政センター	9:00 ~ :
		2	野尻5、岩武新	2名	★(福)	J A車(福)	9:00 ~ :
		3	野尻3、4	2名	(行政)	生産組合長	9:00 ~ :
		4	上津	1名	(共済)	共済センター	9:00 ~ :
		5	本江1、2	2名	(協)	協議会	9:00 ~ :
		6	本江3、4	2名	(農林)	農林振興センター	9:00 ~ :
		7	柴田屋1、2、みどりふぁーむ	1名(柴田屋1)、みどり1名	(井)	生産組合長	9:00 ~ :
		8	柴田屋3、4	2名	(市)	市農林課	9:00 ~ :
		9	二日町1、2	2名	(井)	J A車(井)	9:00 ~ :
		10	たかぎ	たかぎファーム1名	(福)	生産組合長	9:00 ~ :
		11	長源寺、川除新	2名	(福)	生産組合長	9:00 ~ :
福野高瀬	農産物集出荷場二階会議室(苗島)	12	三清西、雨潜、野原	3名	★(福)	生産組合長	9:00 ~ :
		13	森清、安清、江田	3名	(井)	J A車(井)	9:00 ~ :
安居	安居公民館	14	安居1、2、あんごの里	1名、あんご1名	★(福)	J A車(福)	9:00 ~ :
		15	安居3、安居4	1名	(共済)	共済センター	9:00 ~ :
		16	上川崎1、上川崎2	2名	(井)	生産組合長	9:00 ~ :
大規模農家	各組織の事務所	17	梅本農産	梅本農産1名	(福)	J A車(福)	13:00 ~ :
		18	サカタニ農産	サカタニ1名	(福)	J A車(福)	13:00 ~ :
				33名	18名	12台 + 6台	

6月14日（金）

南野尻	農産物集出荷場二階会議室(苗島)	1	福野1、2、3	2名(福野1、2)	(協)	協議会	9:00 ~ :
		2	高堀、松原	3名	(行政)	行政センター	9:00 ~ :
		3	焼野	1名	(井)	生産組合長	9:00 ~ :
		4	百町、年代	2名	(共済)	共済センター	9:00 ~ :
		5	上野、野尻野	2名	(本店)	生産組合長	9:00 ~ :
		6	福野軸屋、苗島	2名	(福)	生産組合長	9:00 ~ :
		7	野新	1名	★(福)	J A車(福)	9:00 ~ :
広塚	玉成会館	8	広安1、2	2名	(農林)	農林振興センター	9:00 ~ :
		9	田屋、八塚2	2名	(井)	生産組合長	9:00 ~ :
		10	八塚1	1名	(井)	J A車(井)	9:00 ~ :
		11	石田	1名	★(福)	生産組合長	9:00 ~ :
		12	寺家、院林	2名	(共済)	共済センター	9:00 ~ :
東石黒	西部公民館	13	布袋、森、圃場管理	2名、圃場管理1名	★(福)	生産組合長	9:00 ~ :
		14	三ツ屋、桐木	2名	(市)	生産組合長	9:00 ~ :
		15	梅ヶ島、前田、晩田	3名	(市)	市農林課	9:00 ~ :
		16	下吉江、新邸	2名	(福)	J A車(福)	9:00 ~ :
		17	田尻1、2、3	3名	(井)	J A車(井)	9:00 ~ :
大規模農家	各組織の事務所	18	渋谷農園	渋谷農園1名	(福)	J A車(福)	13:00 ~ :
		19	旅川農産	旅川農産1名	(福)	J A車(福)	13:00 ~ :
				36名	17名	12台 + 7台	

※注：担当者名欄の略称は、下記の略である。

(市)=南砺市農林課 (行政)=各行政センター (農林)=農林振興センター (共済)=農業共済センター (井)=井波中央・本町支店 (福)=福野支店 (協)=推進協議会

★マークが付いている方がその地区の責任者になりますので、確認後の野帳を渡して下さい。 は、午後からの確認になります。

平成31年度 生産調整確認要領

- 日 程 井波6月12日(水)、福野6月13日(木)・14日(金)、利賀7月12日(金)
- 集合場所 班編成表参照
- 集合時間 8時50分(午前9時から現地確認実施)
(一部の地区は、午後0時50分集合、午後1時より現地確認実施)
- 携行品 協議会準備：確認野帳及び生産調整計画図、メジャー2個、赤鉛筆
鉛筆削り、付箋、下敷き
各自で準備：電卓(担当者)、印鑑、雨具(雨天決行)

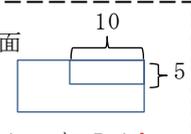
当日のスケジュール

1. 立会者(生産組合長)の出欠確認。「現地確認日当・車借り上げ料、請求書兼領収書」に押印。(押印書類は、班編成表★印の各地区責任者のみに配布)
2. 携行品を受け取り出発。【確認項目①②】
3. 現地確認終了後、集落ごとの確認にかかった時間を記入報告。
4. 確認野帳の合計面積の変更と集計を記載。【確認項目③】
5. 確認者欄に担当者と立会者(生産組合長)の押印。
6. 携行品を返却し、終了した班から解散。

確認項目

①地名・地番・生産調整面積・耕作者の確認

- ◎ 「①確認野帳」「②生産調整計画図面(生産者記入)」「③全体地図」の照合。
- ◎ 生産調整の筆の作付け内容と耕作者を全て確認し、確認できたものについて①～③全てに赤鉛筆でチェックを入れる。
 - ・前作の作物が収穫済みの場合、生産組合長に栽培の跡か聞き取りにより確認する。
 - ・②と現場の相違がある場合には、測量し直し紙に書き残す。
 - ・②の提出が無くても、前年から①の面積変更がある場合は1筆全体の形状を裏面等へ記入し、測量した場所と計算式、面積を記入する。

①確認野帳 地名地番 本地 水稻 転作面積 作物名 耕作者名 苗島 305 15.0 10.0 コシヒカリ 苗島 305 ↓ 5.0 ↓ 出荷ナス ↓ 水田協太郎 ↓						②図面  5m×10m ナス5.0 ↓		③全体地図 確認場所に ↓
---	--	--	--	--	--	---	--	-------------------------

- ◎ 当日現場で①～③に記載がない作付けを発見した場合、測量確認する。

転作場所を変更し水稻を作付した圃場が他にある可能性が非常に高いので、必ず周辺の作付け確認を行う。解決できない場合は生産組合長を通じて農家への確認をお願いし、水田協へ連絡してください。確認野帳に付箋を貼る。

◎ 調整水田は1ヶ所が1 a (100 m²)未滿、額縁型、複数型は認定しない。

◎ 下記の②作物分類を参考に面積を分けて測量する。

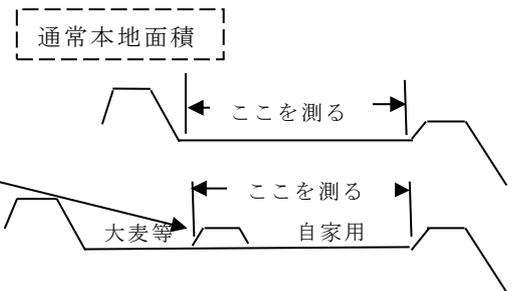
・小数点第1位までのアール単位で記入する。

(例：125.75 m² → 1.3 a)

・畦畔(あぜ)の外側から測量する。

(一筆内に畦畔を作成し、畑としてある場合)

・分筆された合計面積＝本地面積とする。



②作物分類

■ 戦略作物「大麦、大豆(エンレイ・シュウレイ)、飼料作物」

■ 「ソバ」

■ 特産振興作物(出荷組織の構成員が作付けしている)

・井波「球根、里芋、白葱、ニラ、玉葱、菊、小松菜、梅、林檎、リンドウ」

・福野「球根、里芋、白葱、ニラ、玉葱、菊、小松菜、スイートコーン、林檎、リンドウ」

・利賀「ホウレンソウ、ミョウガ、白爵カボチャ、赤カブ、玉葱」

■ その他の出荷販売作物

・単に野菜でなく、具体的な代表作物名を記入。(複数作付けしている場合)

・果樹類、自家菜園は分ける。

■ 地力増進作物

「レンゲ、エン麦、ソルゴー、クロタラリア、ヘアリーベッチ、クローバー」

■ 自家菜園、景観作物、調整水田、永年性作物、自己保全管理、かい廃等

◎ 「自家用大豆、里芋」等出荷しない作物については、「**自家菜園**」と記載

◎ 聞き取りにより特産・出荷販売等交付金対象水田と判明した圃場は

自家菜園と分けて測量し、「**出荷○○**」と記載する。

③現地確認後

◎ 集合場所へ戻り、個人ごとの水稻、生産調整面積を再集計する。

・①②の面積を同一にする。

◎ 変更や不明な事が発生した場合は確認野帳に記載する。

・その場で結論を出さずに、付箋をつけて内容を必ず書き残す。

◎ 未作付けの場合は作物名の後ろに⊗と赤書きし、

確認野帳に付箋を貼る。



例年、「地図のみに記載し、確認野帳を変更してない」「再計算をしてない」事が多いです。必ず確認野帳へ転記してください。

交付申請書の記載例

様式第1号A



申請年月日を記入してください。

H30年度加入者及び承継者は「継続」、それ以外は「新規」に○を記入してください。

様式第1号A **経営所得安定対策等交付金交付申請書** 平成31年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

申請年月日 平成31年 4月 26日

申請印 性別 生年月日

農林 男 40年 1月 11日

明治・大正 昭和・平成

フリガナ ナツメアキユウジ ヲウシ

氏名又は法人・組織名 農事組合法人 農林

フリガナ タケヨウシ ヲウシ 知ウ

代表者氏名(法人・組織のみ) 代表理事 農林 太郎

〒123-4567

住所 石川県〇〇市△△町1丁目1番1号

電話番号 〇 1 2 3 4 5 6 7 8 9

法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

経営形態 個人 集落営農(構成員) 法人

認定状況 認定農業者 認定新規就農者 集落営農(ゲタ・ナラシ対象) 認定なし

【個人又は法人が記載】収入保険の加入状況 加入している 加入していない

【集落営農が記載】収入保険に加入している構成員の有無(「有」の場合、当該構成員の人数) 有()人 無

② 交付申請内容(年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください)※前年度の申請状況は参考です。

交付金名	水田活用の直接支払交付金の申請	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請	収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請
年産の申請	する <input checked="" type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/>	する <input checked="" type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/>	する <input checked="" type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/>
(参考)前年度の申請状況	有	右	右

③ 交付対象作物等の確認(該当する欄に○を付けてください)

交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無
主食用米	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	てん菜	ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/>	新市場開拓用米	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
小麦	ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/>	てん粉原料用ばれいしょ	ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/>	飼料作物	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
二条大麦	ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/>	飼料用米	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	そば	ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/>
六条大麦	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	米粉用米	ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/>	なたね	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
はだか麦	ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/>	WCS用稲	ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/>	産地交付金の地域振興作物	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
大豆	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	加工用米	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>		

④ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)

登録済の振込口座 変更なし 新規 変更あり

「個人情報の取扱い」に記載された内容について 同意する

交付申請者管理コード 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8

別紙「個人情報の取扱い」をご確認いただき、○を記入してください。

継続の方は、内容をご確認の上、鮮明に押印し、提出してください。

新規に申請される方は、氏名・フリガナ・郵便番号・住所等を正確に記入してください。

※訂正する場合は二重線で訂正してください。

収入保険加入状況の有無です。ナラシ対策との重複及び、集落営農組織の場合、構成員の収入保険加入者の有無を確認します。いずれかに○を記入してください。

生産・販売の状況を確認するために必要なので、対象作物毎にいずれかに必ず○を記入してください。

いずれかに○を記入してください。

※振込口座を変更される方及び新規の方は、「振込口座届出書」及び「通帳表紙裏のコピー」を提出して下さい。

生年月日を記入して下さい。なお、「法人」及び「組織」の方は、代表者の生年月日を記入して下さい。

該当する経営形態・認定状況にチェックしてください。※市町村から認定通知のない集落営農の方は「認定なし」にチェックをしてください。

法人の方は法人番号(13桁)を記入してください。

申請される交付金の種類ごとに必ず○を記入してください。

ゲタ・ナラシの申請対象者は認定農業者・集落営農・認定新規就農者の方です。

※ゲタは申請するが、面積払を申請しない者は、面積払を申請しない欄の「はい」に○をして下さい。



畑作物の直接支払交付金(ゲタ)・収入減少影響緩和対策(ナラシ)に申請される方は裏面に続きます。

様式第1号B

認定農業者、認定新規就農者、集落営農の方で、「経営所得安定対策等交付金交付申請書」様式第1号Aの「②交付申請内容」で畑作物の直接支払交付金（ゲタ）及び収入減少影響緩和交付金（ナラシ）に申請された方は、様式第1号Bを**必ずご記入**ください。

様式第1号B

〒 123 - 4567
富山県〇〇市△△町1丁目1番1号

農事組合法人 農林
代表理事 農林 太郎



畑作物の直接支払交付金(ゲタ)及び収入減少影響緩和交付金(ナラシ)に加えるのは、認定農業者、集落営農、認定新規就農者の方です。

本年に生産を予定している作物名を以下の例にならって記入してください。

- ①米穀
- ②秋期には種する小麦
- ③二条大麦
- ④六条大麦
- ⑤はだか麦
- ⑥大豆

地域等区分欄は空欄

通信欄

⑤ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)

年産収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年7月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。

※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産積を記入してください。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
米穀		120,000 m ²
六条大麦		30,000 m ²
大豆		30,000 m ²
		m ²
		m ²

本年に生産を予定している**対象作物の作付面積**を記入してください。(米穀については、主食用米の作付面積を記入してください)

※集落営農組織において、構成員に収入保険加入者がいる場合は、その者の該当作物面積を控除します。

ナラシを申請者される方は、本年の積立コースのいずれかにチェックをしてください。

⑥ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

該当するものにレ印を記入してください。

なお、今回は意向の確認であり、積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

10%の減収に対応した積立金を納付予定 20%の減収に対応した積立金を納付予定

⑦ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況(ゲタ・ナラシの申請者が記載)

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

⑧ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

交付申請者管理コード

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A 1 2 3 4 5 6 7 8 9

【地域協議会等】 【地方農政局等】

ゲタ・ナラシを申請される方は、確認事項にチェックしてください。